

平成24年4月7日

ボーイスカウト県内各団

団 委 員 長 様

日本ボーイスカウト岡山連盟

事務局長 今田 惇治

### 外国語会話バッジの新設について

本年4月1日から、コミュニケーション能力を向上させ啓発するための、「外国語会話バッジ」が新設されました。

この外国語会話は、ボーイスカウト運動の国際性を社会にアピールし、またスカウトの国際意識向上につなげていくことを主なねらいとしています。

なお、このバッジの概要と申請手続きは別紙のとおりです。

# 「外国語会話バッジ」について

県連盟への教育規定改定通知付随資料（平成 24 年 3 月 26 日現在案）

日本連盟国際委員会

## 1. 外国語会話バッジの設置について

スカウトから成人加盟員までを対象とした、コミュニケーション能力を向上させ啓発するためのバッジシステムを設置し、社会への寄与を図る。

またこれをボーイスカウト運動の国際性のアピールにつなげる。

## 2. 外国語会話バッジの概要について

本バッジの着用により、自己が持つ外国語会話能力を使つての貢献の姿勢を示すものとする。

進歩制度や検定などの資格の有無に関わらず着用でき、進級章、進歩章、技能章としての扱い又は連動する扱いはしない。また、行事・研修・派遣等参加資格の条件としての扱いは行わない。

対象言語は設置段階では世界スカウト機構の公用語である英語とフランス語とするが、2015年(平成27年)に日本で開催される世界スカウトジャンボリーを見据え、2013年(平成25年)に日本連盟国際委員会で外国語数の追加についての検討を行う。

対象はくまの課程のカブスカウト、ボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウト及び同年代の指導者、成人加盟員とする。

一度認定を受けた者は自身で返納しない限りそのバッジを継続して着用することが出来る。

## 3. 申請方法と交付申請について

(1) 外国語会話バッジの着用を希望する者は教育規程に記載される項目の認定を受ける。

教育規程 第1章 一般原則 関連 施行細則(国際活動) 1-9-1 (3) 認定

ア 申請する言語を使用して5分間程会話する。会話相手は自分で選ぶことが出来る。

イ 2分間程度の日本語の文章(手紙、物語など400文字程度)を申請する言語に通訳する。

認定者は、上記項目を確認できる者とし、加盟登録の有無は問われない。

認定基準は現段階では特に設けないが、通訳章技能章考査員による認定としてもよい。

認定者は対象となる外国語における流暢さ、積極的な態度、この言語を使用してどのような活躍を希望するかなどを確認する。(文法の正確さや単語力は重視しない)

(2) 認定を受けた後、教育規程に記載される手順に従って県連盟に申請を行う。

教育規程 第1章 一般原則 関連 施行細則(国際活動) 1-9-1 (4) 交付申請

認定を受けた者は、所属する隊の隊長を通して団委員長に記章の交付を申請する。

団委員長は、次に掲げる書類を揃え、地区を通して県連盟に提出する。

ア 申請書(団委員長氏名、申請者氏名、隊長氏名、申請する言語)

イ 推薦状(認定者氏名、申請者氏名、認定方法・結果)

申請書と推薦状の書式は別添参照

(3) 県連盟は申請を受けて交付を行う。

バッジの費用は1個300円とし、県連盟が(財)ボーイスカウトエンタープライズ(旧ボーイスカウト日本連盟スカウト用品部)に注文を行う。

(県連盟内の申請状況に応じ、まとめて購入することが可能)

費用は申請者が負担する。

**申請からバッジ着用までの流れ**

手続き	申請者	団	地区	県連盟
1. 申請	申請者は隊長を通して申請書と推薦状を団委員長に提出する。	団委員長は申請を受け、承認を行う。		
2. 購入	代金を団に渡す。	団は承認を行った申請者へバッジの代金の請求を行い、申請書と代金を地区に提出する。	地区は受理した申請書と代金を持って県連盟でバッジの購入を行う。	県連盟は受理しバッジの販売を行う。
	バッジを団から受け取る。	団は地区から受け取ったバッジと申請書原本を申請者へ渡す。	地区は県連盟から購入したバッジと申請書の原本を団に渡す。	
*バッジの購入方法については上記以外にも地区・団で別途取り決めを行うことができます。取り決めによっては電子データによる書類送付や、申請者(又は代理の購入者)が申請書の原本を持って直接県連盟での購入をおこなうことも可能です。				
3. 申請の記録	申請書と推薦状の原本を保管する。(所属隊での保管も可能)	団の記録として承認時に申請書と推薦状のコピーを保管する。	任意	受理した申請書を県連盟の記録としてコピーを保管する。

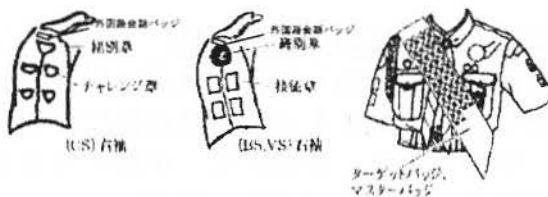
**4. 着用部位**

着用部位については教育規程を参照する。

教育規程 第1章 一般原則 関連 施行細則(国際活動) 1-9-1 (5) 着用部位  
右肩上中央を基準とする。(肩付け根から2cm下)

教育規程 施行細則第9章 9-2-1 (9) 制服及び記章、標章の着用

(9) 班別章、組別章、チャレンジ章、ターゲットバッジ、マスターバッジ、技能章、外国語会話バッジ



平成 年 月 日

ボーイスカウト \_\_\_\_\_ 連盟 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 団

団委員長 \_\_\_\_\_ 様

## 外国語会話バッジ交付申請書

申請者氏名 : \_\_\_\_\_

所 属 隊 : \_\_\_\_\_ 隊

役 務 : \_\_\_\_\_

所属隊隊長氏名 : \_\_\_\_\_ (隊長署名)

教育規程 第1章 一般原則 関連 施行細則(国際活動) 1-9-1 (4) 交付申請の  
手続きに基づき、下記の言語の認定を受けましたので、別紙の推薦状を添え、外国語会話  
バッジの交付を申請します。

記

申請言語 \_\_\_\_\_

以上

団 処 理 欄	地 区 処 理 欄	県 連 盟 処 理 欄
団委員長承認	地区受理	県連盟受理
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

\* 交付申請書は県連盟で写しを保管し、原本は申請者に戻して下さい。

平成 年 月 日

ボーイスカウト \_\_\_\_\_ 連盟 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 団

団委員長 \_\_\_\_\_ 様

## 外国語会話バッジ取得の推薦状

\_\_\_\_\_(外国語バッジ申請者氏名)\_\_\_\_\_( )さんの外国語会話能力を認定しますので、下記のとおり外国語会話バッジ取得者に推薦します。

記

認定者氏名 (自署) : \_\_\_\_\_

認定者職業 : \_\_\_\_\_

認定者語学関係資格 : \_\_\_\_\_

(ボーイスカウト日本連盟の加盟員である場合、以下も記入)

ボーイスカウト \_\_\_\_\_ 連盟 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 団

所 属 隊 : \_\_\_\_\_ 隊

役 務 : \_\_\_\_\_

認定した外国語 : \_\_\_\_\_

認定日 : 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

認定方法・結果 :

---

---

---

---

---

---

(欄に不足がある場合は別紙に記載し添付)

以上